

参 考 資 料

- 1.近年における証券市場監視機能の強化 拡充の状況
- 2.諸外国における証券市場監視制度
- 3.参考条文

近年における証券市場監視機能の強化・拡充の状況

平成元年 4月 インサイダー取引規制導入

2年 12月 株券等の大量保有の状況に関する開示制度（いわゆる5%ルール）導入

4年 1月 取引一任勘定取引・損失補てん等の禁止、必要的没収規定の新設等の改正証券法施行

7月 不公正取引の規制対象を店頭売買有価証券へ拡大、相場操縦規定等の法人罰金上限の引上げ（相場操縦：300万円 3億円、法人重課制度の導入）

証券取引等監視委員会発足（4年度定員：202人（財務局含む））
〔証券会社等の監督とルールの遵守状況を監視する役割の分離〕

6年 10月 自己株式取得規制緩和に伴うインサイダー取引規制改正

9年 12月 金融罰則整備法成立（例：インサイダー取引 罰金上限 50万円
300万円、法人：50万円 3億円）

10年 6月 金融システム改革法成立（不公正取引の規制強化、不公正取引によって得た財産の没収・追徴制度の導入）

金融監督庁発足〔監視委は、大蔵省から合議制機関（8条委員会）のまま金融監督庁に移管〕

12年 7月 金融庁発足〔監視委は、従来の体制のまま金融庁に移管〕
監視委定員（財務局含む）

13年度：265人

14年度：364人

15年度：415人

13年 8月 「証券市場の構造改革プログラム」発表（個人投資家重視の行政、監視委の体制強化、インターネット取引への対応強化）

10月 金庫株解禁に伴うインサイダー取引規制、相場操縦防止規定の整備

12月 「空売りへの総合的な取組みについて」発表

14年 8月 「証券市場の改革促進プログラム」発表（監視委の体制・機能強化、証券市場行政関係部署の連携強化）

アメリカにおける証券市場監視制度

1 . 民事・行政的な制裁的負担

(民事制裁金)

証券法第 20 条 (d) 項、証券取引所法第 21B 条 (b) 項に基づき、SEC は以下の額まで民事制裁金を請求することができる。

自然人に対しては 5,000 ドルまで、法人に対しては 5 万ドルまで

違反内容が、詐欺、相場操縦、故意または無謀な法の無視による場合、自然人に対しては 5 万ドルまで、法人に対しては 25 万ドルまで

の違反に該当し、直接または間接に、他人に多額の損失もしくは損失の危険を与え、または違反者に多額の利益をもたらした場合、自然人に対しては 10 万ドルまで、法人に対しては 50 万ドルまで

違反の結果として、上記金額よりも多額の利益が違反者にもたらされた場合には、その利益の金額まで

民事制裁金は、インジャンクションの付随命令としての「吐き出し」に加えて、裁判上 SEC が違反者に請求できるものであり、その金額は国庫に納められる(ただし、投資家救済資金として当該違法行為の被害者の利益のために、不当利得吐出ファンドに預託する場合を除く)。民事制裁金は、1990 年の改正により、インサイダー取引のみでなく、あらゆる連邦証券規制違反に拡大された。

(インサイダー取引)

証券取引所法第 21A 条は、インサイダー取引の違反者および違反者を支配する者に対して SEC が民事制裁金を求める訴訟を連邦地方裁判所に提起できる旨を定める。民事制裁金の額は、違反により得られた利益または回避された損害額の 3 倍を超えない範囲で裁判所が定める。

【民事制裁金の導入年】

1984 年にインサイダー取引に対して導入。1990 年に証券法違反全般に拡大。

【相当高額な制裁金賦課の事例】

Citigroup, Inc. (2003 年 7 月)

- ・ 違反行為：取引先企業の不正会計への関与
- ・ 賦課金額：5,750 万ドル (= 約 69 億円)

投資銀行 10 社 (2002 年 12 月)

- ・ 違反行為：投資銀行部門と調査部門の不当な連携
- ・ 賦課金額：4 億 8 千 7 百万ドル (= 約 584 億円) [10 社合計]

Xerox Corporation (2002 年 4 月)

- ・ 違反行為：不正な情報開示
- ・ 賦課金額：1 千万ドル (= 約 12 億円)

Hugo Salvador Villa Manzo 他 (2002 年 3 月)

- ・ 違反行為：インサイダー取引
- ・ 賦課金額：約 150 万ドル (= 約 1 億 8 千万円)
[内訳：不当利得 56 万ドル + 期間利息 10 万ドル + 不当利得の
1.5 倍の制裁金]

Credit Suisse First Boston Corporation (2002 年 1 月)

- ・ 違反行為：新規公開株式の不当な割当て
- ・ 賦課金額：3 千万ドル (= 約 36 億円)

2 . 差止命令・排除命令等

証券規則に違反した場合には、SEC は連邦の地方裁判所に対象者を特定して裁判所に違反行為または将来の違反行為の差止め (インジャンクション：Injunction) を請求する (証券法第 20 条 (b) 項、証券取引所法 21 条 (d) 項)。インジャンクションには、本案判決前に下される暫定的インジャンクションと本案審理後の判決として下される終局的インジャンクションがある。インジャンクションが下されるためには、現在も違反状態が続いていること、また将来に被告が法に違反する蓋然性が高いことが示されなければならないと解されている。

インジャンクションを求める訴訟において、差止めに付随する付随的救済命令 (ancillary relief) が裁判所より下される場合がある。付随的救済命令の内容は多様であるが、例としては、違法に得た利益の吐き出し (disgorgement) がある。

証券法第 8A 条および証券取引所法第 21C 条は、行政手続により SEC が排除命令 (Cease and Desist Order) を発することができる旨を定めている。インジャンクションと同様、排除命令には、現在の法違反をやめさせるものと将来の違反を差し止めるものがあり、正式審判が下されるまでの間の暫定的なものと同様に終局的なものがある。

【差止命令の導入年】

1933 年証券法、1934 年証券取引法の制定時。

3. 民事責任規定

(1) 開示義務違反関係

(登録届出書、目論見書の不実表示)

証券法第 11 条に、登録届出書または目論見書に重要な事実についての不実表示が行なわれ、またそれを避けるために必要な重要な事実が開示されていない場合に、一定の者に責任を負わせる規定がある。

証券法第 11 条の責任を負う者は列挙されており、それらは、登録届出書に署名をした全ての者、発行者の全ての取締役、発行者の取締役になる者として登録届出書に記載された者、会計士、技術者、評価人、その他登録届出書の一部を作成したか、これに証明を与え、あるいは登録届出書に関連して使用された報告書・評価書を作成したか、これに証明を与えた者、分売に関与した引受人、11 条により責任を負う者に対して支配を及ぼす者である。

(定期的な開示文書の不実表示)

証券取引所法第 18 条 (a) 項に、定期的な開示文書に不実表示がなされた場合の救済が規定されている。SEC に提出された文書(年次報告書、四半期報告書、臨時報告書等)に虚偽又は誤解を生じる表示を行いまたは行わせた者は、その表示を信頼して当該表示の影響を受けた価格で証券の売買を行った者に対し、当該信頼により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

また、取引所法第 10 条 (b) 項に基づいて 1942 年に SEC が制定した詐欺防止条項 (規則 10b-5) に違反する行為に対し、民事上の黙示の訴訟原因があるとされている。規則 10b-5 は、詐欺を行うための策略、計略、または技巧を用いること、重要な事実について不実表示をすること、または誤解を避けるために必要な重要事実の表示を省略すること、詐欺もしくは欺瞞となり、またはそのおそれのある行為、慣行、または業務を行うことを禁止している。

(2) 不公正市場取引 (インサイダー取引・相場操縦) 関係

(インサイダー取引)

1988 年制定の内部者取引・証券詐欺執行法により、取引所法を改正し、インサイダー取引と同時期に取引を行った投資者に、インサイダー取引に対する損害賠償請求権を付与した。証券取引所法 20A 条は、重要な未公開情報を保有しつつ証券の購入または売却を行うことにより取引所法、その規則に違反した者は、同時期に違反者と対向する取引をした者に対して損害賠償責任を負わなければならないとする (同条第 (a) 項)。重要な未公開情報を伝達することにより、証券取引所法に違反した者も、取引による違反者に連帯して責任を負う (同条第 (d) 項)。

(相場操縦)

証券取引所法第9条(e)項は、相場操縦行為によって影響を受けた価格で上場証券を購入または売却した者は、その被った損害の賠償を相場操縦行為者に請求できるとしているが、9条(e)項に基づく損害賠償責任は、提訴期限が違反行為の発見から1年、違反行為から3年と短いこと、被告の故意(Willfulness)の立証を要すること、訴訟費用の担保を求められることがあることから、証券取引所法規則10b-5(詐欺防止条項)による場合よりも原告に不利であり、ほとんど用いられていない。

イギリスにおける証券市場監視制度

1 . 民事・行政的な制裁的負担

(制裁金)

FSA は違反行為に関し、承認された者及び認可業者に相当と判断される金額の制裁金を課すこと、またはステートメントの公表ができる(金融サービス市場法第 66 条、第 205 条、第 206 条)。

(インサイダー取引及び相場操縦)

FSA は市場における不正行為(インサイダー取引及び相場操縦)を行った者に対し制裁金を課すか、またはその者が不正行為に従事した旨のステートメントを公表することができる(同法第 123 条)

下記の差止命令(同法第 381 条)及び原状回復命令(同法第 383 条)を申請する際に、市場不正行為者に制裁金の賦課を裁判所に検討するように求め、裁判所はそれが相当と判断した場合には、FSA に制裁金を支払うように命令することができる。(同法第 129 条)

【制裁金の導入年】

2001 年 12 月より金融サービス市場法により導入された。

【相当高額な制裁金賦課の事例】

Lloyds TSB Bank plc (2003 年 9 月)

- ・ 違反内容：適合性原則違反
- ・ 賦課金額：190 万ポンド(=約 3 億 6 千万円)

ABN AMRO Equities (UK) Ltd. (2003 年 4 月)

- ・ 違反内容：不十分なコンプライアンス体制
- ・ 賦課金額：90 万ポンド(=約 1 億 7 千万円)

Credit Suisse First Boston Intl. (2002 年 12 月)

- ・ 違反内容：在日銀行子会社の日本における検査忌避等
- ・ 賦課金額：400 万ポンド(=約 7 億 6 千万円)

2 . 差止命令・排除命令等

FSA は法令違反や市場不正行為の差止命令を発するよう裁判所に申請できる（同法 380 条、381 条）。裁判所が差止命令を定めることができるのは、法令等に違反、市場不正行為に關与する合理的可能性が存在していること、法令違反や市場不正行為に關与しており、かつ当該行為が継続的もしくは反復されるであろう合理的な可能性が存在すること。また FSA は法令違反や市場不正行為を是正する措置を裁判所に申請できる。裁判所が是正命令を発することができるのは、法令違反や市場不正行為に關与しており、当該行為を是正するためにとり得る措置が存在すること。

FSA は違法行為者や市場不正行為者に対して原状回復命令を発するよう裁判所に申請するか、自らの権限により、認可業者の違法行為者や市場不正行為者に対して原状回復を要請することができる（同法第 382、383、384 条）。具体的には、裁判所や FSA は、結果として利益を得た、又は損失を受けたか不利な影響を受けた者に対して、裁判所が正当と判断する金額（生じたと判断した利益、損失又はその他の不利な影響の程度など）を支払うように原状回復を定めることができる。原状回復命令により、違法行為者より支払われた金銭は有資格者に分配される。

【差止命令の導入年】

2001 年 12 月より金融サービス市場法により導入。

3 . 民事責任規定

（上場明細書の不実表示）

金融サービス市場法第 90 条には、虚偽又は誤解を生じさせる上場明細書に対する損害賠償責任の規定がある。同条では、上場明細書に責任を負ういかなる者も、明細書の適用を受ける証券を取得した者で、かつ明細書のうちに、不実の若しくは誤解を生じる記載があったり、上場明細書の開示の義務事項の記載が欠けていることにより、損害を受けた者に対して、損害賠償の責任を負うとしている。

ドイツにおける証券市場監視制度

1. 民事・行政的な制裁的負担

(相場操縦等)

150万ユーロ以下の過料

- 市場における価格に影響を与える性格があるのに、財産価値物の評価に甚大な状況について不正確な記載情報をなしたり、既存の法規命令に反してかかる状況を黙秘したりすること。
- 風説の流布：相場に影響を与える偽計行為を働くこと。

20万ユーロ以下の過料

- 不当推奨等：顧客の利害に一致しない、又は自己の望む方向に相場を操縦するため、証券取引等を推奨し又は締結すること。

(開示義務違反)

(1) 公告義務違反

150万ユーロ以下の過料

- 発行者の新規情報開示義務の公告の不備等
- 当該公告方法の違反（取引所広報誌、電子的情報流布システム以外）

(2) 目論見書に関するもの

50万ユーロ以下の過料

- 初めての公募のとき販売目論見書の公告をなす義務違反
- 取引所認可書の承認を要するとき、未承認で公募すること

(3) 株式公開買付け

100万ユーロ以下の過料

- 募集決定の公告、募集書類（買付説明書）の公告義務に違反

【過料の導入年】

風説の流布（偽計行為）、不当推奨については2002年に導入、発行者による新規情報開示義務の公告の不備等、当該公告方法の違反（取引所広報誌、電子的情報流布システム以外）については1994年に導入。

【過料処罰の事例】

2001年にアドホック公告の不備の3件に対して、それぞれ40万マルク（約2,760万円）以下の過料を賦課。

2 . 民事責任規定

証券取引法第 37b 条及び第 37c 条の規定に基づき、故意・過失により、開示義務に違反した証券発行者は、損害を被った投資家に賠償する責任を負う。

フランスにおける証券市場監視制度

1. 民事・行政的な制裁的負担

(制裁金)

証券取引委員会(COB)(注)は下記の金融法典 L621-14 条に規定する差止命令の対象となる行為(市場における不正行為)の対象者に対し、制裁措置(行政制裁)を行なうことができる(金融法典第 L621-15 条)。この差止命令、制裁措置はあらゆる者に及びうるとされる。なお、この COB による差止命令、制裁措置は COB の規則違反に係るものを対象としており、COB は法令違反に関するものにつきパリ大審裁判所に差止命令を求めることができる。

差止命令を受入れない場合には、制裁措置へと移行していくこととなり、このことにより差止命令の遵守が担保されているものと考えられる。

(注) 2003 年 8 月 2 日、COB と金融市場委員会(CMF)の統合などを内容とする金融セキュリティ法が成立。現在、実施に向けて準備中。

(インサイダー取引及び相場操縦)

第 L621-14 条に規定する行為(市場における不正行為)を行った者に対し、COB は対立討論手続きの後、以下の制裁を宣告できる。

1. 150 万ユーロを超え得ない金銭的制裁
2. あるいは、利益が実現されているときには、利益額の 10 倍を超え得ない金銭的制裁。金銭的制裁の額は、犯された違反の重大性に連関するものでなければならず、また、当該違反から得られた特典または利益に関連したものでなければならない。

金銭的制裁においては、その額は国庫に納入される。

【制裁金の導入年】

1990 年に導入。

【制裁金の賦課事例】

2001 年 4 月にインサイダー取引違反で、協同信用中央金庫へ実現した利

得相当額を賦課。2001年11月に増資の際の説明書の説明と異なり、増資を引き受けた会社の社長に4万ユーロ（約468万円）、創業者3名にそれぞれ3万ユーロ（約351万円）を賦課。

2．差止命令・排除命令等

COBは、その規則に違反する行為につき、その行為が以下の効果を有する場合、同行為を取りやめるように命令することができる（金融法典L621-14条）。

- 1．市場の機能を歪めること
- 2．市場の通常の枠組みでは得ることができなかつたであろう不当な利得を利得者に与えること
- 3．投資者の情報及び取扱いの平等あるいは投資者の利益を侵害すること
- 4．職業上の義務に反し、仲介行為により発行者及び投資家に利益を得しめること

【差止命令の導入年】

1990年に導入。

韓国における証券市場監視制度

民事・行政的な制裁的負担

(課徴金)

課徴金は開示義務違反及び証券会社による主要株主等への不当な信用供与についてのみ、設けられている。課徴金は故意または重大な過失がある場合にのみ賦課される。

(開示義務違反)

募集価額・売出価額の100分の3以下の課徴金(上限20億ウォン)

- 有価証券発行者等による有価証券申告書(報告書)、訂正申告書、事業説明書に関する虚偽記載、重要事項の不記載、または不提出

公開買受予定総額の100分の3以下の課徴金(上限20億ウォン)

- 有価証券公開買受(公開買付)者による公開買受申告書、訂正申告書、公開買受説明書及びこれらの公告に関する虚偽記載、重要事項の不記載、不提出または公告不履行

上場法人株式の1日平均取引額の100分の10以下の課徴金(上限20億ウォン)

- 上場法人による事業報告書、半期報告書または四半期報告書の提出に関する虚偽記載、重要事項の不記載、または不提出

(証券会社による主要株主等への不当な信用供与)

違反金額の100分の10以下の課徴金(上限10億ウォン)

- 証券会社による、その最大株主または主要株主の発行する有価証券の所有(施行令が定める場合を除く)これらに対する金銭貸与または信用供与、これらの発行する株式、債券及び企業手形の制限額以上の所有

【課徴金の導入年】

1999年に導入。

【相当高額な課徴金賦課の事例】

2003年2月に有価証券申告書を提出せず、外貨建新株引受権付社債(1億ドル)を発行した上場会社のドウサンに5億ウォン(約4,750万円)を賦課。

2. 差止命令・排除命令等

裁判所による差止命令の規定は存在しない。

当局による排除命令的な権限としては、検査対象である証券関係機関(証券会社等)に対する営業停止や機関警告、機関注意、さらには是正要求が規定されているが、それ以外の違反者については、違反内容の公表要求、覚書追求、告発・捜査機関等への通報が規定されているのみ。

3. 民事責任規定

(1) 開示義務違反関係

原因事実：有価証券申告書、事業説明書、または公開買受申告書、その公告、もしくは公開買受説明書に関する虚偽記載、重要な事項の無記載(無表示を含む。)

請求権者：有価証券の取得者

賠償責任者：申告書上の申告者及び当該法人の取締役、公認会計士、鑑定人または信用評価専門業者、当該有価証券の引受契約締結者、説明書の作成者または交付した者、売出の場合、売出申告当時の有価証券の所有者

立証責任：賠償責任者が負う(賠償責任者が相当な注意をしたにもかかわらずこれを知らなかったことを証明すれば責を免れる。)

損害賠償額：有価証券の取得金額から市場価格ないし処分価格を差し引いた金額

時効：請求者が当該事実を知った日から1年または申告の効力発生から3年

(2) 不公正市場取引(インサイダー取引・相場操縦)関係

インサイダー取引：未公開情報利用行為

原因事実：一般人に公開されていない重要な情報を、有価証券の売買等取引に関連して利用または他の者をして利用せしめる

請求権者：当該有価証券の取引を行った者

賠償責任者：以下の者で、当該重要な情報を職務と関連して知ることとなった者及びこれらから当該情報を受けた者

1. 当該法人またはその役員、職員、代理人、主要株主
2. 当該法人に対する許認可、監督指導権限者
3. 当該法人の契約先
4. 上記の者の役職員、代理人、使用人その他職員

賠償金額：当該有価証券の売買その他取引に関連して負った損害額

立証責任：請求権者側（法律に特に記載なし）

時効：請求者が事実を知ってから1年または行為があってから3年

相場操縦

原因事実：相場操縦（我が国証取法159条に相当）、風説の流布（我が国証取法158条に相当）

請求権者：違反行為により形成された価格により市場で当該有価証券の売買または委託をした者

賠償責任者：違反者

賠償金額：当該売買または委託に関連して負った損害額

立証責任：請求権者側（法律に特に記載なし）

時効：請求者が事実を知ってから1年または行為があってから3年

香港における証券市場監視制度

1. 民事・行政的な制裁的負担

(民事制裁金)

全ての者の「市場違法行為」(Market Misconduct)(証券先物条例(SFO)第245条)は、市場違法行為に関する民事制裁の審判手続きのために新設された第三者機関である「市場違法行為審判所」(Market Misconduct Tribunal (MMT))の審査を経て、民事制裁金が課される。

(インサイダー取引及び市場違法行為)

第三者機関である MMT の手続きを経て行われる金銭的制裁の場合、制裁金は不当利得の吐出し及び関係機関の所要費用の範囲内である。

市場違法行為とは、虚偽取引、価格操作、禁止取引の情報公開、(投資家に損失をもたらす)取引を誘発する虚偽の又は誤解を与えうる情報の開示、相場操縦

上記の他に、行政機関(証券先物委員会(SFC))が監督業者のみを対象に発する金銭的制裁がある。この場合の制裁金は1,000万香港ドル又は不当利得の三倍のどちらか大きな額を上限とする。

【制裁金の導入年】

1991年に導入。

【相当高額な制裁金賦課の事例】

Indesen 社の株のインサイダー取引を行った企業の取締役に1,600万香港ドル(約2億4,800万円)の不当利得の吐出しを命じた例あり。

2. 差止命令・排除命令等

裁判所はSFCの申立てにより、証券先物条例のいずれかの規定に反する行為が行われている場合、以下の差止命令を発令することができる(第213条(1)(2)(7))。

予防的差止命令及び継続中の違反行為に対する差止命令

類似行為を将来にわたり禁止する差止命令

裁判所が十分な根拠があると認めれば、暫定的な差止命令(Interim Injunction)は、一日中に発出される。裁判所は、差止命令(同条(2)(a))に付随して、原状回

復命令（同条(2)(b)）、財産散逸の防止命令（同条(2)(c)）、他の管理者による財産管理の命令（同条(2)(d)）、証券売買契約の無効又は無効としうることの宣言（同条(2)(e)）及びその他の必要な命令（同条(2)(f)(g)）を行うことができる。さらに、個人に対して命令する場合には、上記命令に代えて、又は加えて他者へ与えた損害に対する支払いを命ずることができる。

SFC は、免許等業者に対して、違反行為が行なわれる恐れがある場合の予防的排除、継続中の違反行為の差止め及び類似行為を将来にわたり禁止するために、排除命令を発令することができ（第 204 条(1)(7)）、それを変更することができる（同条(8)）。排除命令に付随して、財産散逸の防止のために、財産処分禁止（第 205 条）及び財産の保全（第 206 条）を命ずることができる。

証券取引違反行為（第 13 部の market misconduct）をなした者及び支援・共謀した者に対して、私人は損害賠償を請求することができ（第 281 条(1)）、差止命令の申立てがあった場合、裁判所は、損害賠償に代えて、又は加えて差止命令を発することができる（同条(7)）。証券取引違反行為（第 14 部の Offence のいずれかに当たる行為）をなした者に対して、私人は損害賠償を請求することができ（第 305 条(1)）、差止命令の申立てがあった場合、裁判所は損害賠償に代えて、又は加えて、差止命令を発することができる（同条(5)）。

【差止命令の導入年】

2003 年 4 月より証券取引条例により導入

3 . 民事責任規定

(1) 開示義務違反関係

有価証券届出書及び目論見書（Prospectus）の虚偽記載により受けた投資家の損害（会社条例第 40 条 Corporate Ordinance）及び投資勧誘に関する書類における虚偽記載により受けた投資家の損害（第 108 条）について、民事救済の規定がある。

誤解を与える情報提供の場合、損害賠償（第 391 条(1)、差止め（同条(8)）の措置が取られることがある。賠償金額は公正、合理的な範囲内（同条(3)）。無過失（知らなかったこと、関与に対して訴訟が提起された場合には不関与、自分は反対したこと）の立証責任は損害賠償を支払うべき者が負う。

(2) 不公正市場取引（インサイダー取引・相場操縦）関係

市場違法行為に対しては、損害賠償請求、差止命令の申立てを行うことができる。公平、公正、合理的な範囲内で損害賠償の責に任ずることとされており、懲罰的賠償を請求することはできない。

国税犯則取締法

(明治三十三年三月十七日法律第六十七号)

第十四条 国税局長又ハ稅務署長ハ間接国税ニ関スル犯則事件ノ調査ニ依リ犯則ノ心証ヲ得タルトキハ其ノ理由ヲ明示シ罰金若ハ科料ニ相当スル金額、沒收品ニ該当スル物品、徴収金ニ相当スル金額及書類送達並差押物件ノ運搬、保管ニ要シタル費用ヲ指定ノ場所ニ納付スヘキ旨ヲ通告スヘシ但シ沒收品ニ該当スル物品ニ付テハ納付ノ申出ノミヲ為スヘキ旨ヲ通告スルコトヲ得

2 犯則者通告ノ旨ヲ履行スルノ資力ナシト認ムルトキハ前項ノ通告ヲ要セス直ニ告発スヘシ情状懲役ノ刑ニ処スヘキモノト思料スルトキ亦同シ

第十五条 前条第一項ノ通告アリタルトキハ公訴ノ時効ヲ中断ス

第十六条 犯則者通告ノ旨ヲ履行シタルトキハ同一事件ニ付訴ヲ受クルコトナシ

2 (略)

第十七条 犯則者通告ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ履行セサルトキハ国税局長又ハ稅務署長ハ告発ノ手續ヲ為スヘシ但シ二十日ヲ過クルモ告発前ニ履行シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

2 (略)

関税法

(昭和二十九年四月二日法律第六十一号)

(税関長の通告処分又は告発)

第三百三十八条 税関長は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、その理由を明示し、罰金に相当する金額及び没収に該当する物件又は追徴金に相当する金額を税関に納付すべき旨を通告しなければならない。但し、左の各号の一に該当すると認めるときは、直ちに検察官に告発しなければならない。

一 情状が懲役の刑に処すべきものであるとき。

二 犯則者が通告の旨を履行する資力がないとき。

2 犯則者の居所が明らかでないため、若しくは犯則者が通告書の受領を拒んだため、又はその他の事由に因り通告をすることができないときも、また前項但書と同様とする。

- 3 第一項の規定により通告があつたときは、公訴の時効は、中断する。
- 4 犯則者は、第一項の通告の旨を履行した場合には、同一事件について公訴を提起されない。

(通告処分の不履行と告発)

第百三十九条 犯則者が前条第一項の通告を受けた場合において、二十日以内に通告の旨を履行しないときは、税関長は、検察官に告発しなければならない。但し、二十日を過ぎても告発前に履行した場合は、この限りでない。

道路交通法

(昭和三十五年六月二十五日法律第百五号)

(通則)

第百二十五条 この章において「反則行為」とは、前章の罪に当たる行為のうち別表の上欄に掲げるものであつて、車両等(重被牽引車以外の軽車両を除く。次項において同じ。)の運転者がしたものをいい、その種別は、政令で定める。

- 2 この章において「反則者」とは、反則行為をした者であつて、次の各号のいずれかに該当する者以外のものをいう

一～三(略)

- 3 この章において「反則金」とは、反則者がこの章の規定の適用を受けようとする場合に国に納付すべき金銭をいい、その額は、別表に定める金額をこえない範囲内において、反則行為の種別に応じ政令で定める。

(告知)

第百二十六条 警察官は、反則者があると認めるときは、次の各号に掲げる場合を除き、その者に対し、すみやかに反則行為となるべき事実の要旨及び当該反則行為が属する反則行為の種別並びにその者が次条第一項前段の規定による通告を受けるための出頭の期日及び場所を書面で告知するものとする。ただし、出頭の期日及び場所の告知は、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

一・二(略)

- 2 前項の書面には、この章に定める手続を理解させるため必要な事項を記載するものとする。

- 3 警察官は、第一項の規定による告知をしたときは、当該告知に係る反則行為が行なわれた地を管轄する都道府県警察の警察本部長にすみやかにその旨を報告しなけ

なければならない。ただし、警察法第六十条の二又は第六十六条第二項の規定に基づいて、当該警察官の所属する都道府県警察の管轄区域以外の区域において反則行為をしたと認められた者に対し告知をしたときは、当該警察官の所属する都道府県警察の警察本部長に報告しなければならない。

- 4 第百十四条の四第一項に規定する交通巡視員は、第百十九条の二又は第百十九条の三の罪に当たる行為をした反則者があると認めるときは、第一項の例により告知するものとし、当該告知をしたときは、前項の例により報告しなければならない。

(通告)

第百二十七条 警察本部長は、前条第三項又は第四項の報告を受けた場合において、当該報告に係る告知を受けた者が当該告知に係る種別に属する反則行為をした反則者であると認めるときは、その者に対し、理由を明示して当該反則行為が属する種別に係る反則金の納付を書面で通告するものとする。この場合においては、その者が当該告知に係る出頭の期日及び場所に出頭した場合並びにその者が第百二十九条第一項の規定による仮納付をしている場合を除き、当該通告書の送付に要する費用の納付をあわせて通告するものとする。

2・3 (略)

(反則金の納付)

第百二十八条 (略)

- 2 前項の規定により反則金を納付した者は、当該通告の理由となつた行為に係る事件について、公訴を提起されず、又は家庭裁判所の審判に付されない。

国民生活安定緊急措置法

(昭和四十八年十二月二十二日法律第百二十一号)

(課徴金)

第十一条 主務大臣は、特定品目の物資の販売をした者のその販売価格が当該販売をした物資に係る特定標準価格を超えていると認められるときは、その者に対し、当該販売価格と当該特定標準価格との差額に当該販売をした物資の数量を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

(昭和二十二年四月十四日法律第五十四号)

第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で、商品若しくは役務の対価に係るもの又は実質的に商品若しくは役務の供給量を制限することによりその対価に影響があるものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動を行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。以下「実行期間」という。）における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の六（小売業については百分の二、卸売業については百分の一とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。